

# 令和6年度介護保険適正化事業報告

## 1 要介護認定の適正化

### (1) 認定調査員の研修

遠隔地を除く全ての調査を町の調査員が実施し、公正公平な認定調査を確保しています。また、調査員研修の開催により、調査員の質の向上を図っています。

令和6年度は、県の事業を活用し、全調査員に対し研修を実施することができました。

KPI	第8期計画の実績値		第9期計画		
			計画値	実績値	
要介護認定の適正化のための調査員研修（回／年）	R3	1	R6	1	1
	R4	1	R7	1	
	R5	1	R8	1	

### (2) 地域包括支援センターによる介護サービス未利用者の要介護認定更新

介護サービスを利用していない方が要介護認定更新時期を迎えた際には、地域包括支援センターが訪問等を行い対象者の意志を確認しています。その際、介護サービス利用意向がないにも関わらず更新を希望される場合には、介護保険制度の趣旨を説明しています。

## 2 ケアプラン点検の充実

ケアプラン点検については、国民健康保険団体連合会が提供する帳票を活用した点検に重点を置き、県が作成した「宮崎県ケアプラン適正化支援マニュアル」を活用しながら、利用者の状況を把握した上で適切なアセスメントを実施します。

しかしながら、令和6年度は計画値に対し実績値が大幅に減少しました。これは、ケアマネジャーの負担を軽減するため、1件のケアプランに丁寧に向き合うために手法を変更したためです。

KPI	第8期計画の実績値		第9期計画		
			計画値	実績値	
ケアプランチェック件数（件／年）	R3	66	R6	66	2
	R4	54	R7	70	
	R5	51	R8	78	

## 3 福祉用具・住宅改修の点検の充実

福祉用具購入については、福祉用具の種類ごとに基準額を設けており、それを上回る福祉用具を購入する場合には、ケアマネジャー等にその理由を確認しています。また、同一品目を購入する場合も同様です。

住宅改修については、改修費用が7万円を超える申請があった場合に、理学療法士や作業療法士を派遣しその内容が適正かどうかを評価しています。

	R6	R7	R8
福祉用具購入（基準額超）	1		
福祉用具購入（同一品目購入）	1		
住宅改修事前評価	9		

#### 4 医療情報との突合・縦覧点検の実施

宮崎県国民健康保険連合会からの医療給付と介護給付の突合情報を基に、町内介護保険事業所に対してサービス実績を確認します。誤った請求や重複請求等を調査し、過誤調整等を行います。

宮崎県国民健康保険団体連合会は年に数回、まとめて医療情報との突合及び縦覧点検を実施するため、計画値と実績値の差が大きくなりましたが、令和6年度は縦覧点検により5件の過誤が見つかり、効果額は16,704円でした。

KPI	第8期計画の実績値		第9期計画		
				計画値	実績値
医療情報との突合・縦覧点検件数（回／年）	R3	4	R6	12	3
	R4	4	R7	12	
	R5	11	R8	12	

#### 5 介護給付費通知の実施

介護保険サービス利用者に対し、利用したサービス事業所、サービス種類、介護保険給付額、利用者負担額を2か月に1度通知します。これにより、利用者のサービス利用の意識を高めるとともに、事業所の架空請求や過剰請求の防止・抑制につながります。

KPI	第8期計画の実績値		第9期計画		
				計画値	実績値
介護給付費通知の送付（回／年）	R3	6	R6	6	6
	R4	6	R7	6	
	R5	6	R8	6	